

所得税関係

新車購入時の補助金の課税上の取扱い

1 はじめに

日本は2020年10月に2050年カーボンニュートラルを目指すことを宣言し、自動車・蓄電池産業においても2035年までに乗用車の新車販売で電動車100%を実現する取り組みが進められている。その実現を促進する施策の1つとして、クリーンエネルギー自動車導入促進補助金（以下、「CEV補助金」という）が設けられ、補助金額も大きくなっていることから、補助金受取時の課税上の取扱いについて確認することとした。

2 事例

私は、2022年にCEV補助金の対象となる自家用の電気自動車を購入し、補助金85万円の交付を受けました。補助金通知書には所得税法42条「国庫補助金等の総収入金額不算入」の規定が適用できる旨の記載がありますが、自家用車を購入した場合の補助金は、個人の確定申告において課税の対象となり申告が必要なのでしょうか。個人の事業用車両を購入した場合との取扱いの違いも含めて教えてください。

3 個人事業用車両の場合の取扱い

個人が事業所得や不動産所得を生ずべき業務の用に供するために購入した自動車について交付を受けたCEV補助金については、所得税法42条「国庫補助金等の総収入金額不算入」の規

定の適用を受けることができる。ゆえに、国庫補助金等をもってその交付の目的に適合した固定資産の取得や改良をした場合には、確定申告書に「国庫補助金等の総収入金額不算入に関する明細書」を添付することを条件として、国庫補助金等のうちその固定資産の取得や改良に充てた部分の金額に相当する金額は、その者の事業所得又は不動産所得の金額の計算上、総収入金額に算入しない。

また、この規定の適用を受けた固定資産にかかる取得費の額については、実際にその固定資産の取得のために要した金額や改良費の額から総収入金額に算入されなかった国庫補助金等の額を控除した残額となり、減価償却費の計算については、補助金減額後の取得費の額を基礎として行う。

4 自家用車の場合の取扱い

個人が自家用に購入した自動車について交付を受けたCEV補助金については、一時所得として所得税の課税の対象となる。一時所得については、所得金額の計算上50万円の特別控除が適用されることから、他に一時所得とされる金額と補助金の合計額が50万円以下の場合には課税は生じないが、事例のように50万円を超える場合には、一時所得として確定申告が必要となる。ただし、所得税法42条において

は、「その国庫補助金等のうちその固定資産の取得又は改良に充てた部分の金額に相当する金額は、その者の各種所得の金額の計算上、総収入金額に算入しない」とされており、車の購入は固定資産の取得に該当すること、また、各種所得は一時所得を含むことから、自家用車の購入に対して交付される補助金についても所得税法42条の適用を受けることができる。

ゆえに、事例の場合において交付を受けた補助金は確定申告において一時所得の対象となるが、確定申告書に「国庫補助金等の総収入金額不算入に関する明細書」を添付することにより、総収入金額に算入されず、結果的に所得税は課税とならない。

5 おわりに

個人事業に関する補助金等については、確定申告において内容の把握ができるが、個人が自用の車や住宅に関して交付を受けた補助金等については、納税者からの連絡がなく申告から漏れてしまうことも考えられる。国庫補助金等に該当する場合には結果的には課税とならないが、申告書に「国庫補助金等の総収入金額不算入に関する明細書」の添付を失念しないよう、留意が必要である。

〔 右山研究グループ
税理士 田中 由美 〕